

潟上市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	潟上市議会事務局
任命権者	潟上市議会議長
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）
潟上市議会事務局における障害者雇用に関する課題	潟上市議会事務局においては、職員数が少なく、法定雇用障害者数が 1 人に満たない機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として議会事務局次長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者を雇用する場合は、市長部局と連携しながら必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 新規に障害者を採用した場合又は中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）については、市長部局と連携しながら、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。